

我が子を交通事故から守る！

県教育委員会の調査による

多くなっています！

- ① 直進する自動車と、運転者から見て右から横断する自転車等との事故
- ② 横断歩道を（青信号で）渡っている自転車等と自動車との事故
- ③ 通学路にやや慣れ始めた頃の新入生の登校中の事故（5・6月）

お子さんとともに確認してください！

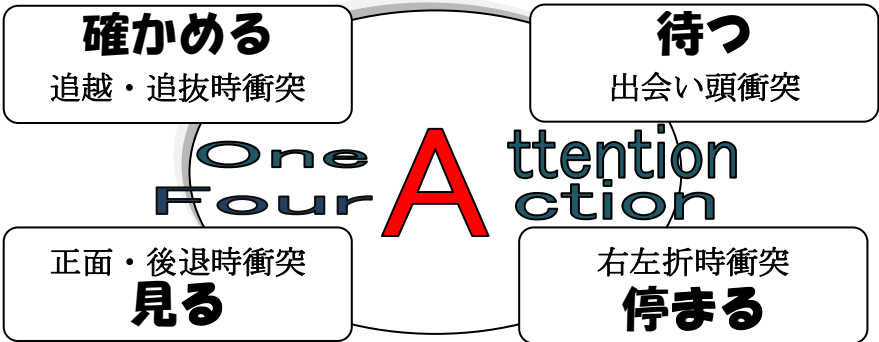
歩道（路側帯含む）での事故が発生しています！

自転車は、車道が原則、歩道は例外！

- 1 車道は左側端を通行
- 2 路側帯は左側を通行
- 3 歩道（通行が可能な場合）は歩行者優先、車道寄りを徐行
- 4 横断歩道は歩行者優先、自転車横断帯を横断



「・・・かもしれない？」の注意一つと



四つの行動で交通事故は防げます。

我が子を加害者にも被害者にもさせない！

高校生が加害者となった例（高額損害賠償例）

・自転車で車道を斜めに横断し、自転車で直進してきた男性（24歳）と衝突。男性に重大な障害（言語機能の喪失等）が残った。 ➡ 損害賠償額 9,266万円

“いざ”という時のために

加害者になってしまった場合の損害賠償に備えるための保険には様々なものがあります。現在御加入の保険の補償対象や補償金額を確認してから加入されるとよいでしょう。

<参考例>

- ① 自転車による加害事故の損害賠償に特化した自転車保険
- ② 高校生本人のケガ、育英費用等も含めた生活全般を補償する総合型保険
- ③ 現在御加入の自動車保険や、火災保険等に付いている個人賠償責任保険特約（家族が自転車事故の加害者となった場合の損害賠償金を支払えるもの）
- ④ 自転車安全整備店で点検・整備を受けたときに貼られるTSマークの付帯保険

区分	傷害補償		賠償責任補償
	入院15日以上	死亡・重度後遺障害（1~4級）	死亡・重度後遺障害（1~7級）
青色TSマーク	一律 1万円	一律 30万円	限度額 1,000万円
赤色TSマーク	一律 10万円	一律 100万円	限度額 5,000万円



*赤色TSマークについては、入院15日以上の場合、一律10万円の被害者見舞金が補償されます。

自転車通学をするにあたって

- 自転車の点検・整備
- 通学路の危険箇所をお子さんと確認
- 登校にかかる時間をお子さんと確認（時間に余裕をもって登校）

四ない運動について

愛知県教育委員会では、「四ない運動」を推進しています。

○バイクの免許を取らない ○バイクを買わない ○バイクに乗らない ○バイクに乗せてもらわない

高校生交通安全啓発資料
（保護者用）

平成29年3月
愛知県教育委員会保健体育スポーツ課健康学習室
名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 052-954-6829(ダイヤル)